

『児童発達支援自己点検及び評価シート』

作成日：令和3年5月24日

事業所名：くまのこ

		現在の取組内容・今後の改善目標（内容）
1 環境・体制整備	①支援内容にあった指導訓練室・相談スペース等の確保	定員に対し法令基準の1.5倍の広さを有しており、支援内容にあった指導訓練室・相談スペース等は確保されています。
	②職員の専門性・配置数 あい・さかいサポートリーダーの配置の有無	職員の専門性は定期的に研修を開催し担保するようになっています。配置数は法令の基準以上の人員を配置しています。あい・さかいサポートリーダーの配置有。
	③送迎体制・添乗員の確保	利用されている児童に応じた送迎体制・添乗員を確保するようになっています。
	④合理的配慮の視点に基づく環境整備	同じ活動を行うグループごとに場所を区別する等合理的配慮の視点に基づく環境整備を行っています。
	⑤職員の健康診断の実施	毎年健康診断を実施しています。
2 業務改善	①アンケート等による利用児・保護者のニーズの把握とフィードバック	毎年アンケートを実施して利用児・保護者のニーズの把握を行っています。アンケート結果を法人HPにて公表しています。
	②職員の支援技術の向上・虐待防止等の研修 （障害児通所支援事業者育成事業利用の有無）	定期的に研修を開催し、職員の支援技術の向上や虐待防止等について意識の向上を図っています。 障害児通所支援事業者育成事業利用は有。
	③虐待防止等のための責任者を設置	虐待防止等のための責任者を設置しています。
	④利用児、保護者からの苦情や意見への対応及び事業運営への反映	利用児、保護者からの苦情や意見への対応は迅速かつ丁寧に対応するよう心掛けています。また、速やかに事業所内で共有し運営に反映しています。
3 適切な支援の提供	①児童発達支援管理責任者による児童発達支援計画の作成（アセスメント・利用児及び保護者の意向確認・計画案の作成・会議開催・計画の保護者への説明及び交付）	様々な角度からアセスメントを行い、本人の心身の状態や日常生活の状況といった客観的情報や利用児および保護者の意向といった主観的情報を収集・分析して計画案を作成しています。 必要であれば会議を開催し、保護者への説明を行ったのち計画を交付しています。
	②モニタリングの実施、計画の見直し	少なくとも半年に一度はモニタリングを実施し、計画の見直しを行うようになっています。

	<p>③個別の課題に対応した活動内容・プログラム</p>	<p>個別の課題に対応した活動内容・プログラムを支援計画書に基づき実施しています。</p>
	<p>④ミーティング等の実施</p>	<p>児童さんの来所前と後の2回話し合いを行っています。児童さんの状況や保護者の方から聞き取った内容などを共有し、より良い支援の実現を目指していきます。</p>
	<p>⑤支援内容の記録</p>	<p>毎日支援内容について療育記録を残し、定期的に保護者の方に確認していただいています。</p>
<p>4 関係機関との連携</p>	<p>①サービス担当者会議への参加（障害児相談支援事業所との連携）</p>	<p>相談支援事業所から依頼あれば必ずサービス担当者会議に参加しています。相談支援事業所との連携も、児童さんを支援するうえで非常に重要と考えますので大事にしていきたいです。</p>
	<p>②認定こども園・幼稚園・保育園、保健センター等との連携</p>	<p>事業所として必要に応じて連携しています。送迎時にも児童さんの体調や変化について情報共有をするように努めています。</p>
	<p>③他の児童発達支援事業所、児童発達支援センター、障害福祉サービス事業所等との連携</p>	<p>直接的に他の児童発達支援事業所、障害福祉サービス事業所などと連携する機会はあまりありませんが、保護者や相談支援専門員を通じて間接的に情報共有を行うなどの連携はあります。</p>
	<p>④（特に医療的ケアを必要とする利用児について）主治医や協力医療機関等との連携・連絡体制</p>	<p>現状、医療的ケアが必要な児童さんは通所されていませんが、医療的ケアの要否に関わらずアセスメント時において主治医を確認し、状況に応じて情報共有、連絡調整を行っています。</p>
	<p>⑤就学する際の移行支援（学校との引継ぎ・情報共有等）</p>	<p>就学するまでの支援内容等の情報を提供する用意はできていますが、学校等から申し入れがありません。情報共有は保護者を通じて情報提供を受けることが多く、直接のやり取りは必要に応じて行っています。</p>
	<p>⑥「あい・ふあいる」の活用</p>	<p>保護者の方から提供していただいたときは、児童さん本人の状況を正確に把握し、適切な支援に役立つよう活用しています。</p>

5 保護者への説明責任等	①運営規程、支援内容、利用者負担の説明	どれも重要事項ですが、とくに支援の内容については児童さんの療育に直接かかわる事柄なのでより丁寧な説明をするように努めています。
	②保護者からの相談への適切な対応、必要な助言	保護者からの相談があったときは、面談や電話などで必要な助言と支援を行うようにしています。
	③会報の発行等による活動内容や行事予定等の定期的な発信	定期的に活動概要や行事予定などの告知を会報や翌月の予定申込表などで発信しています
	④日々の支援内容、利用児の様子、おやつ等の保護者への報告	送迎時、保護者の方に日々の支援内容、利用児の様子、おやつ等について伝えたり、療育記録の確認をさせていただくことを通じて報告しています。
	⑤おやつ代等実費徴収している費用に係る領収書の発行、精算報告	実費徴収している費用に係る領収書の発行など必ず行っています。
	⑥身体拘束を行う場合の決定手順、利用児・保護者への説明、計画への記載	過去にやむを得ず身体拘束を行った際には、組織的に決定し、児童さんや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、放課後等デイサービス計画に記載する対応を行いました。今後も適切な対応を取っていきます。
6 非常時の対応	①緊急時対応マニュアル、感染症マニュアル、事故対応マニュアルの整備と職員への周知	緊急時対応マニュアル、感染症マニュアル、事故対応マニュアルは策定しています。職員への周知は済んでおりますが、改めて周知徹底していきたいです。
	②非常災害の計画策定、避難・救出・その他必要な訓練の実施	非常災害の計画策定は済んでいます。定期的に訓練などは行っており、職員にも有事の際の行動指針を伝えて非常災害の発生に備えています。

	③ヒヤリハット、事故の事案を収集し再発防止等について事業所内において共有	法人内で従業員全員にヒヤリハットの報告を義務付けており、法人内でヒヤリハット報告書を蓄積し共有しています。また、事故報告書についても、同様に蓄積し共有しています。
7 その 他	①地域との交流	現在行事などは開催することはしていませんが、外出時地域の子どもたちと交流したりするなど地域との関係は良好です。